

秦野市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部  
を改正することについて

秦野市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を別紙のと  
おり改正するものとする。

令和 4 年 1 1 月 2 5 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

消防団員の処遇を改善することにより、消防団員の入団を促進するとともに、その継続的な活動の維持を図ることを目的として、これまで費用弁償として支給していた出動手当を出動報酬に変更し、及びその額を引き上げるため、改正するものであります。



秦野市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部  
を改正する条例

秦野市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和41年秦野市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第8条ただし書中「水火災その他の災害」を「災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）」に改める。

第12条第1項を次のように改める。

消防団員に、報酬として年額報酬及び出動報酬（災害、警戒、訓練等の職務に従事した際の報酬をいう。以下同じ。）を支給するものとし、それぞれの額は、別表第1及び別表第2に定めるとおりする。

第12条第2項本文を次のように改める。

年額報酬は、毎年度末に支給し、出動報酬は、毎年度4月分から9月分までを10月末日に、10月分から翌年3月分までを4月末日に支給する。

第12条第3項前段及び第4項前段中「報酬」を「年額報酬」に改める。

第13条中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を第2項とする。

別表第1中「報酬額（年額）」を「年額報酬の額」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第12条関係）

区分	出動報酬の額（1日につき）
災害（4時間以上の職務に従事）	8,000円
災害（4時間未満の職務に従事） 又は警戒	4,000円
訓練等	3,500円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の秦野市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関

する条例第 12 条に規定する出勤報酬は、施行日以後に出勤した職務について適用し、施行日前に出勤した職務については、なお従前の例による。

議案第54号 秦野市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>(服務規律)</p> <p>第8条 消防団員は、団長の招集により出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、あらかじめ指定された出動区域内において<u>災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）</u>の発生を知ったときは、直ちに出動し、職務に従事しなければならない。</p> <p>(報酬)</p> <p>第12条 <u>消防団員に、報酬として年額報酬及び出動報酬（災害、警戒、訓練等の職務に従事した際の報酬をいう。以下同じ。）を支給するものとし、それぞれの額は、別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。</u></p> <p>2 <u>年額報酬は、毎年度末に支給し、出動報酬は、毎年度4月分から9月分までを10月末日に、10月分から翌年3月分までを4月末日に支給する。</u>ただし、市長が必要と認めるときは、他の時期に支給することができる。</p> <p>3 新たに消防団員となった者の<u>年額報酬</u>は、その月分から支給する。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。</p> <p>4 辞職若しくは免職又は死亡により消防団員を退職したときは、</p>	<p>(服務規律)</p> <p>第8条 消防団員は、団長の招集により出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、あらかじめ指定された出動区域内において<u>水火災その他の災害</u>の発生を知ったときは、直ちに<u>出動し、職務に従事しなければならない</u>。</p> <p>(報酬)</p> <p>第12条 <u>消防団員には、別表第1に定める報酬を支給する。</u></p> <p>2 <u>前項の報酬は、毎年度末に支給する。</u>ただし、市長が必要と認めるときは、他の時期に支給することができる。</p> <p>3 新たに消防団員となった者の<u>報酬</u>は、その月分から支給する。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。</p> <p>4 辞職若しくは免職又は死亡により消防団員を退職したときは、</p>

その日が属する月までの年額報酬を支給する。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

- 5 (略)  
(費用弁償)

第13条

消防団員が公務のために出張したときは、費用弁償として別表第3に定める旅費を支給する。

- 2 (略)

別表第1 (第12条関係)

区分	年額報酬の額
(略)	

別表第2 (第12条関係)

区分	出勤報酬の額 (1日につき)
災害 (4時間以上の職務に従事)	8,000円
災害 (4時間未満の職務に従事) 又は警戒	4,000円
訓練等	3,500円

その日が属する月までの報酬を支給する。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

- 5 (略)  
(費用弁償)

第13条 消防団員が水火災、警戒、訓練等の職務に従事したときは、費用弁償として別表第2に定める出勤手当を支給する。

2 消防団員が公務のために出張したときは、費用弁償として別表第3に定める旅費を支給する。

- 3 (略)

別表第1 (第12条関係)

区分	報酬額 (年額)
(略)	

別表第2 (第13条関係)

区分	出勤手当額 (1回につき)
水火災その他の災害	2,700円
警戒、訓練等	2,600円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の秦野市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例第12条に規定する出動報酬は、施行日以後に出動した職務について適用し、施行日前に出動した職務については、なお従前の例による。

秦野市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部  
を改正することについて

1 条例改正の背景

消防団員数は全国的に減少傾向が続いていることから、本市におきましても、消防団員の処遇改善の一環として、令和 3 年 4 月 1 日付けで、秦野市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正を実施し、年額報酬及び費用弁償の支給額を見直しました。

その後、消防庁長官から、消防団員の報酬等の基準の策定等について通知が発出され、その中で、出動報酬の創設やその支給基準額の策定など、消防団員の処遇の改善に向け今後必要な処置が示されたことから、これまで費用弁償として支給していた出動手当を出動報酬に変更するとともに、その額を支給基準額に引き上げるため、条例の一部を改正するものです。

2 条例改正の概要

(1) 出動報酬の創設

消防団員が、水火災、警戒、訓練等の職務に従事した際に、費用弁償として支給していた出動手当を出動報酬に変更し、報酬として支給します。

(現行)

08 (消防費) 01 (消防費) 02 (非常備消防費) 002 (火災出動等費用弁償) 09 (旅費)
--



(改正)

08 (消防費) 01 (消防費) 02 (非常備消防費) 001 (団員報酬) 01 (報酬) 内に出動報酬を創設する。
--

(2) 出動報酬額

総務省消防庁から示された支給基準額を踏まえ、また、近隣市町村の状況等を考慮して、災害時等の出動報酬の額を 1 日につき、災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）（4 時間以上の職務）に従事した場合は 8, 0 0 0 円、災害（4 時間未満の職務）又は警戒に従事した場合は

4,000円、訓練等に従事した場合は3,500円の支給とします。

(現行)

区分	出動手当額 (1回につき)
水火災その他の災害	2,700円
警戒、訓練等	2,600円



(改正)

区分	出動報酬の額 (1日につき)
災害 (4時間以上の職務に従事)	8,000円
災害 (4時間未満の職務に従事) 又は 警戒	4,000円
訓練等	3,500円

※ 年額報酬 (団員階級42,500円) につきましては、国が示す標準額 (団員階級36,500円) 以上であるため、現行のままとします。

### 3 施行期日

令和5年4月1日から施行します。